

平成24年1月20日

事業主の皆様へ

～厚生労働省から石綿健康管理手帳・労災補償制度等の周知の要請
及び周知の取組に関するアンケート調査のお願いについて～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多く、既に貴事業場を離職された方を含め、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方の中には、過去の間接ばく露を含む石綿業務が原因となって発症したものがどうか気付かなかつたり、あるいは健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃるものが懸念されます。

このため、石綿を取り扱っていた事業場に対して、現在も勤務されている労働者の方々
はもとより、既に離職されている労働者やそのご遺族の方々に、石綿健康管理手帳による健康診断の勧奨や労災補償・特別遺族給付金制度の周知等を行うよう要請して参りましたが、今後とも周知の取組を実施していくことが必要と考えております。（別添1「民間企業における石綿業務に従事していたことのある退職労働者等に対する労災補償制度等の周知の取組例」をご参照ください。）。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、貴事業場におかれましても、貴事業場で就労し、石綿業務に従事していた労働者やそのご遺族の方々に對し、

①石綿健康管理手帳制度の周知や申請の勧奨

②労災補償・特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。（制度の概要及び申請手続き等については別紙を御参照ください。）

なお、貴事業場で就労していた労働者やその御遺族の方々への周知及び申請・請求の勧奨にあたっては、同封した**労働者やそのご遺族の方々への周知文書（別添2）**及びリーフレットを参考にいただき、リーフレットの追加配付のご希望があれば、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。

また、今後の石綿による健康被害に対する補償制度等の効果的な周知の検討に資するため、事業場における健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、**別添3のとおり周知等の取組に関するアンケート調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。**

つきましては、貴事業場での周知等の取組の実施状況（今後実施予定のものも含まれます。）について、**アンケート調査票に御記入いただき、同封しております返信用封筒により、平成24年2月29日（水）**までに厚生労働省担当あて送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課

労災補償部補償課

健康管理手帳(石綿)について

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、平成21年4月1日から健康管理手帳の交付対象が拡大され、石綿を製造し、又は取り扱う業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となります。

◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関するご相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

労災保険給付及び特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者のご遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

平成28年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金のご遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金については請求日の属する月の翌月分から支給されますので早期の請求をお勧めします。

◇周知・請求勧奨の必要性

- ①石綿による疾病は30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多いためです。
- ②石綿は多くの業種・作業で使用されるとともに、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、患者本人も石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求もしていないこともあるためです。

◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対して所定の請求書を提出していただくことになります。

ただし、請求手続きや制度に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

民間企業における石綿業務に従事していたことのある
退職労働者等に対する労災補償制度等の周知の取組例

- 退職された労働者ごとに労災補償制度等の情報を郵送等により提供している。
- 自社のホームページに健康診断の受診や労災補償制度等の情報を掲載し、周知を行っている。
- 健康診断結果に基づき労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している。
- 自社に石綿相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談、対応を実施している。
- 石綿による疾病の健康管理手帳の申請に関する支援の実施や、健康管理手帳を所有する方に対する健康診断受診状況の確認等の取組を実施している。

石綿業務に従事されていた労働者の皆様 または労働者のご遺族の皆様へ

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に関する健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところです。

下記事項のいずれかに該当する方は、健康管理手帳又は労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局への相談又は手続を必ず行ってください。

なお、御不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせください。

記

1 石綿健康管理手帳制度（都道府県労働局への相談・申請をお勧めします。）

(1) 石綿を製造し、又は取り扱う業務に一定期間以上従事していた方（※）

- ①石綿の製造作業、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業に1年以上従事。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）
- ②上記の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事。

(2) 石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方（平成21年4月1日から対象）

※石綿健康管理手帳の対象となる方は、転職又は退職し、現在は石綿に係る業務から離れている方となります。

2 労災補償・特別遺族給付金制度（労働基準監督署への相談・請求をお勧めします。）

- (1) 石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病が発症した方やそれらの病気により死亡された労働者の御遺族
- (2) 平成28年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方

石綿業務に関する退職労働者等に対する労災補償制度等の
周知の取組についてのアンケート調査票

事業場名 _____

担当者職氏名 _____

問 1 石綿業務に係る退職労働者及びその御遺族の方々（以下「退職労働者等」という。）に対する石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知に係る取組を行いましたか（行う予定がありますか）。

- 1 はい
- 2 いいえ

問 2 問 1において 1 と回答した場合、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

なお、数についてはおおよその数で構いません。

- ① 退職された労働者等ごとに、健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を郵送等により提供している（予定を含む）。

退職労働者等に郵送した件数 _____ 件

- ② 自社のホームページに健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を掲載している（予定を含む）。

- ③ 健康管理手帳制度・労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している（予定を含む）。

相談・対応等を行った件数 _____ 件

- ④ 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談、対応を実施している（予定を含む）。

相談・対応等を行った件数 _____ 件

⑤ その他の取組

【お願い】

情報の提供・掲示等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数料をおかけしますが、一部御同封くださいますよう、お願い申し上げます。

問3 本取組における情報の提供・掲示等について、どのような情報が役立っているものとお考えでしょうか。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。

- ① 労災保険給付・特別遺族給付金制度や請求手続等に関する事。
- ② 健康管理手帳制度及び本制度に基づく健康診断に関する事。
- ③ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口の案内に関する事。
- ④ 事業場における過去の石綿製品の使用・管理状況に関する事。
- ⑤ 事業場における石綿による疾病の発生に関する事。
- ⑥ その他

問4 石綿に関する退職労働者等に対する健康管理手帳や労災補償制度等の周知、請求勧奨の取組について、国に要望したい事項はどのようなことですか。該当する番号に○をお付けください。（複数回答可）

- ① マスメディアを活用した周知・広報の拡充
- ② 個別事業場に対する制度の周知の拡充
- ③ 事業場における周知の取組に対する国からの支援
- ④ その他

アンケートは以上でございます。御協力いただき誠にありがとうございました。

本アンケートについて、御不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。（時間帯によっては、電話が混み合う場合もございます。お急ぎの場合は、下記のとおりFAXでもお問い合わせを受け付けております。）

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係（担当 横田、松浦）

TEL：03-5253-1111（内5464）

FAX：03-3502-6488

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。）
（直接業務のみが対象）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
（直接業務のみが対象）

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① **健康管理手帳交付申請書**
 - ② **申請者本人が記載した業務歴**
上記①、②に加えて
 - ③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**
 - ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**
 - ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」
(以下「改正石綿救済法」といいます)が、平成23年8月30日に施行されました。
この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の
請求期限

平成34年3月27日まで
延長されました。

②

特別遺族給付金の
支給対象

平成28年3月26日までに(注)
亡くなった労働者のご遺族の方
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）に
よって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。（フリーダイヤル 0120-389-931）

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。（労災認定等事業場一覧表を掲載しています）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

①特別遺族給付金の請求期限の延長

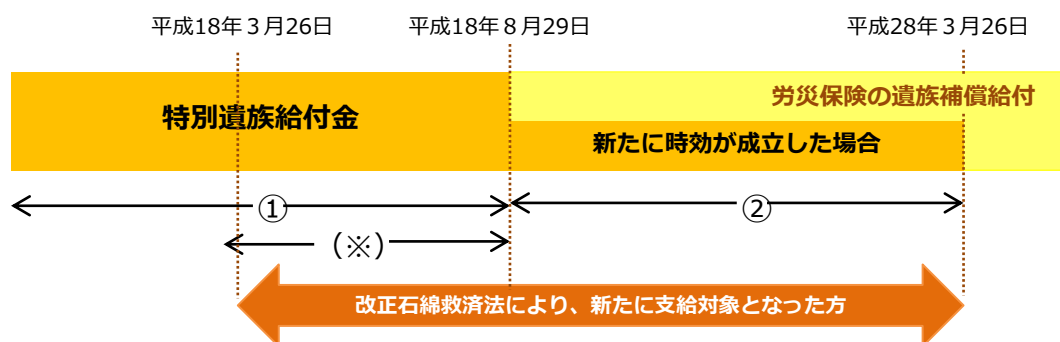
平成34年3月27日まで延長されました。

②特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成28年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



① 平成18年8月29日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

(※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成18年3月27日から同年8月29日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

② 平成18年8月30日から平成28年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（平成23年8月30日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、平成28年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などが無いために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所でを行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因 かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで
亡くなられた方はいませんか？

息切れ、**胸が苦しい**などの
症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を
受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構

厚生労働省 ・ 環境省 ・ (独) 環境再生保全機構

◆ 石綿(アスベスト)による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿の輸入業務に関わった方や石綿製品を取り扱う事業(例:建設業、造船業)で仕事をしたことのある方は、石綿を吸い込んだ可能性が高いと言えます。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。(例えば、中皮腫の場合、その多くが35年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています)

◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた(または亡くなったご家族)について、医師から「石綿(アスベスト)が原因の病気です」と言われたら...

※ 石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。
お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者(※)または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「**労災保険給付**」
または
石綿健康被害救済制度による「**特別遺族給付金**」
(労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合)
を受けられる場合があります。
→ **お近くの労働基準監督署または都道府県労働局**にご相談ください。

(連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ)



石綿健康被害救済制度
による「**救済給付**」

を受けられる場合があります。

→ **(独)環境再生保全機構**にご相談ください。

(フリーダイヤル)

0120-389-931



★ 各給付の詳細内容は、次のページの一覧表をご確認ください

◆ 各制度の概要(一覽)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*A) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしてきたかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていたなどの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注)(年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	平成34年3月27日(*B)	対象疾病や死亡時期によって異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族からの請求期限:平成34年3月27日(*B)
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 (フリーダイヤル) 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、

(*A)「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

(*B)「特別遺族給付金」および「特別遺族弔慰金等」について、それまでの請求期限が10年延長されています。

◆ お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannnai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011(709)2311	石川	076(265)4426	岡山	086(225)2019
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656	広島	082(221)9245
岩手	019(604)3009	山梨	055(225)2856	山口	083(995)0374
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556	徳島	088(652)9144
秋田	018(883)4295	岐阜	058(245)8105	香川	087(811)8921
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369	愛媛	089(935)5206
福島	024(536)4605	愛知	052(972)0261	高知	088(885)6025
茨城	029(224)6217	三重	059(226)2109	福岡	092(411)4799
栃木	028(634)9118	滋賀	077(522)6630	佐賀	0952(32)7193
群馬	027(210)5006	京都	075(241)3217	長崎	095(801)0034
埼玉	048(600)6207	大阪	06(6949)6507	熊本	096(355)3183
千葉	043(221)4313	兵庫	078(367)9155	大分	097(536)3214
東京	03(3521)1617	奈良	0742(32)0207	宮崎	0985(38)8837
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153	鹿児島	099(223)8280
新潟	025(234)5925	鳥取	0857(29)1706	沖縄	098(868)3559
富山	076(432)2739	島根	0852(31)1159		

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。
(労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています)

《 労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

救済給付(石綿健康被害救済制度)について

《 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA) 》

(フリーダイヤル) 0120-389-931 / 受付時間 平日9:30~17:30

(ホームページ) <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

《 環境省 地方環境事務所 》

(ホームページ) <http://www.env.go.jp/region/>

- ・北海道地方環境事務所(札幌) 011-299-1952
- ・東北地方環境事務所(仙台) 022-722-2867
- ・関東地方環境事務所(さいたま) 048-600-0815
- ・新潟事務所(新潟) 025-249-7575
- ・中部地方環境事務所(名古屋) 052-955-2134
- ・近畿地方環境事務所(大阪) 06-4792-0703
- ・中国四国地方環境事務所(岡山) 086-223-1581
- ・高松事務所(高松) 087-811-7240
- ・広島事務所(広島) 082-511-0006
- ・九州地方環境事務所(熊本) 096-214-0332
- ・福岡事務所(福岡) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。